### 判例研究

### 公法判例研究

### 九州公法判例研究会

# 無効とされた例(被災者自立支援金訴訟控訴審判決) 自立支援金の世帯主被災要件が公序良俗に反するとして

九七九号、被災者自立支援金請求控訴事件、 大阪高裁平成一四年七月三日判決、平成一三年(ネ)一 (確定)、判時一八〇一号三八頁 控訴棄却

### Щ 崎 栄

### 事実の概要

日 興基金」と略す、原審では被告)は、平成一〇年五月二二 災者支援制度である生活再建支援金制度 略す)の附帯決議を踏まえ、それまでに実施されていた被 日に制定された被災者生活再建支援法(以下「支援法」と より実施) 控訴人(財団法人阪神・淡路大震災復興基金、 ならびに被災中高年恒久住宅自立支援制度 (平成九年四月 以下「復

> している。 に貸付けをし、⑤自立支援金制度の運用は被災市町に委託 庫県及び神戸市が出資(実質は地方交付税である)ならび の理事も兵庫県と神戸市の職員であり、④基金の財産は兵 長は、それぞれ兵庫県知事と神戸市長が職に就き、 市であり、②主務官庁は兵庫県であり、③理事長と副理事 金は民法上の財団法人であるが、①設立者は兵庫県と神戸 立支援金制度を平成一〇年七月一日より実施した。 (平成九年一二月一日より実施) の旧二制度を統合し、自 その他 復興基

審では原告)の妻の操さんは、震災でアパートが全壊し、 支給申請をめぐる訴訟である。 を満たしていた。今回の訴訟は、行夫さんを世帯主とした た。その際、行夫さん自身は、被災要件以外は、支給要件 給申請をしたが、双方とも書類不備を理由として却下され 行夫さん・操さんそれぞれを世帯主として自立支援金の支 のち一九九七年一一月に被災者でない行夫さんと結婚した。 (享年六一歳)した後は妻である操さんが訴訟を継承、 被控訴人(萩原行夫さん(平成一三年六月四日に死去 原

賠訴訟 に対し、 まず、 支援金申請却下処分の取消を求める行政訴訟・ 行夫さんは、復興基金の業務受託者である神戸市 〔神戸地裁平成一三年四月二五日判決、平成一一 年 玉

69 (4 • 171) 827

た。 で、行夫さんは、復興基金に対し、民事訴訟〔神戸地裁平で、行夫さんは、復興基金に対し、民事訴訟〔神戸地裁平おいて神戸市に被告適格がないことが判明したため、次い求事件、判例集末掲載〕を提訴した。しかし、行政訴訟に(行ウ)三一号、被災者自立支援金申請却下処分取消等請

無効とされ、結果として贈与契約の成立が擬制されること であり、 に至っている)が、 事訴訟に切り替えたものの、 高裁に控訴を行ったものである。 となった。被告 政訴訟 すなわち、 支給要綱にある世帯主被災要件が公序良俗違反で 国賠訴訟は、 (復興基金) は民事訴訟の判決に対し大阪 民事訴訟において、 自立支援金の支給が私法上の贈与契約 それぞれ却下・ 裁判そのものは継続し、 原告の請求が認容 棄却された 判決 (民

# 【判旨】 控訴人の控訴を棄却(原審を踏襲

# 1 阪神・淡路大震災復興基金ならびに自立支援金制度の

### 性格

について幅広い裁量を有しているから、世帯主被災要件は控訴人の主張:控訴人は、自立支援金の支給要件の設定

憲法一 控訴人は、 訴人との間には、 帯主構成要件が無効のものであるとしても、 を侵害することとなって不当である。 の平等原則ないし公序良俗に違反する無効なものであっ なものではない。 する義務はない。 立したものと擬制されるとすれば、 としても、 四条一 被控訴人に対し申請にかかる自立支援金を支給 直ちに被控訴人と控訴人との間で贈与契約が 項の平等原則ないし公序良俗に違反する無効 仮に、世帯主被災要件が憲法一四条一項 いまだ贈与契約は成立していないから、 控訴人の要件設定権限 したがって、 被控訴人と控 仮に世 成

ŧ うべきである。 請に対して、 支援金を適正に支給すべきことを目的とする制度であるか といっても過言ではなく、また、 かく、 益目的を有する極めて公共性の強い法人で、 できず、公平・平等な取扱いをすることが要求されるとい 控訴人は、 私人として完全な自由を有しているということは到底 贈与契約の申込みの意思表示たる自立支援金の支給申 高度の公益目的を有するものであり、 実質的には地方公共団体に準ずる性質の法人である 控訴人が承諾の意思表示をするか否かについ 民法上の財団法人ではあっても、 したがって、 例えば、 本件自立支援金制度自体 全ての支給要件を満 被災世帯に自立 法形式はとも 高度 の 公

べきである。」

「ないのはもちろんのこと、合理的理由のない差別となる支給要件が実施要綱に規定された場合には、いわなければならない。仮に、このような合理的理由のない差別となる支給要件が実施要綱の中に規定することは、許されないとさいかないのはもちろんのこと、合理的理由のない差別となるたす者による自立支援金の支給申請を却下することが許さべきである。」

のであるから、後に更に検討することとする。」理由のない差別となる支給要件であるかどうかに関わるもえるかどうかは、結局のところ、世帯主被災要件が合理的的、技術的要請に基づく裁量権を逸脱・濫用したものとい「本件要綱において世帯主被災要件を定めたことが政策

### 2 差別の存在について

⑴ 世帯間差別について

基準日において、被災者と非被災者とのどちらを世帯主と等による世帯の変動があることは明らかであり、このような場合には、自立支援金を受けるための他の要件は他の世な場合には、自立支援金制度は、大震災から三年半も経過した

これは世帯間差別に当たるというべきである。」り受けられなかったりする事態が生ずることとなるところ、して届けていたかにより、自立支援金の支給を受けられた

(2) 男女間差別について

住民票上の世帯主となることが圧倒的に多い。」「一般に、結婚した男女が世帯を構成する場合、男性が

ち、 できる蓋然性が高く、 用すると、次のとおり、自立支援金の支給において、 なる。これに対し、②被災した女性が被災していない男性 より多額の自立支援金の支給を受けることができることと 件を満たしている限り、自立支援金の支給を受けることが を男性よりも事実上不利益に取り扱う結果となる。 年七月一日の基準日を基準日として、世帯主被災要件を適 対象の要件として、大震災から三年半も経過した平成一〇 からすると、このような世帯は、 ような場合)、一般に男性が世帯主となることが多いこと と婚姻し、新たな世帯を構成した場合(被控訴人と行夫の ることが多いことからすると、このような世帯は、 し、新たな世帯を構成した場合、一般に男性が世帯主とな 「このような社会的実態の下において、本件要綱 例えば、①被災した男性が被災していない女性と婚姻 しかも、複数世帯として、単身世帯 原則として自立支援金の すなわ 他の の 女性 世

べきである。」
このような結果を来すことは、男女間差別に当たるという
一事により、結果において多大の相違が生じることとなる。 支給を全く受けることができなくなり、男女の相違という

## 3 差別の合理性について

(1) 支給要件該当の基準日等につい

の平成一〇年七月一日に設定した。制度である。ゆえに、支給要件該当の基準日を制度創設時住宅等から恒久住宅移行後の世帯に自立支援金を支給するであり、過去に発生した大震災当時の世帯ではなく、仮設控訴人の主張:あくまでも旧二制度の延長線にある制度

予定されていたということができる。)。」
支援法及びその附帯決議に沿った施策を構成すべきことが接金制度においては、単に旧二制度を踏襲するだけでなく、を図ることを趣旨としたものと理解される(…本件自立支震災の被災者ないし被災世帯を対象にその自立生活の支援

ものであり、基準日を同日としつつ、単純に基準日につい災後三年半の経過を考慮して、その間の変動を考慮すべき「基準日を平成一〇年七月一日とするのであれば、大震

て世帯主被災要件を設けることには合理性があるとはいい

難い。」

にある者」であるがゆえに、世帯主被災要件は、被災が世控訴人の主張:世帯主は、「自立生活再建の中心的立場② 自立生活再建の中心的立場にある者について

帯に与えた影響の大小の判断基準になりうる。

「同一世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が一定 「同一世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が一定 「同一世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が一定 「同一世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が一定 「同一世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が一定

(3) 世帯主の意義について

的な基準として必要であり、かつ合理性がある。世帯主被災要件は膨大な支給事務を行うにあたっての画一を維持する者」であるがゆえに、世帯の実態把握に役立つ。控訴人の主張:世帯主は、通常、「主として世帯の生計

69 (4 • 174) 830

「住民票は、世帯構成員の届出に基づいて作成されるも 「住民票は、世帯構成員の届出に基づいて作成されるも 「住民票がということができるとしても、必ずしもそのよ 持成員間の自由な意思に委ねられているのが実態である。 構成員間の自由な意思に委ねられているのが実態である。 「住民票がとは限られないのであるから、このような実 りな場合だけとは限られないのであるから、このような実 ままである。 「住民票は、世帯構成員の届出に基づいて作成されるも

### **4 結論**

要件は、公序良俗に違反した無効なものと解される。」「したがって、本件自立支援金制度における世帯主被災

の成立が信義則上擬制されると解するのが相当である。」を充足していないことを理由として、自立支援金贈与契約を充足していないことを理由として、自立支援金贈与契約をが立るを得ず、たとえ控訴人が当該自立支援金贈与契約を却下したとしても、当該支給申請がされた後、それに対する応答をなし得る相当期間が経過した時期に、贈与契約する応答をなし得る相当期間が経過した時期に、贈与契約する応答をなし得る相当期間が経過した時期に、贈与契約である。」

### 【評釈】 判旨に賛成

# 1 差別の存在・合理性の判断について

(1) 差別の存在について

ていなかった)。 判決においては差別の存在に関してかような区別はなされ「男女間差別」の二つを認定している(ただし、神戸地裁大阪高裁は、差別の存在について、「世帯間差別」と

まずは、世帯間差別は憲法一四条一項の後段の列挙事由にでは、世帯間差別が憲法上、どのような評価を受けるのか。災していない世帯との差別)は否定できない事実である。世帯間差別の存在(世帯主が被災している世帯と被世帯間差別について、仮に、男女間差別が認定されなく

69 (4 • 175) 831

いる。 子であることを理由に賃金差別した」として労基法四条の 利益となることを容認して右基準を制定した」もので「女 う社会的現状及び被告の従業員構成を認識しながら、 実認識の下、 主・非世帯主の適用の結果生じる効果が女子に一方的に不 子の大多数が非世帯主または独身の世帯主に該当するとい 主になるというのが公知の事実である」とし、「被告は女 世帯主」の基準について「一般的には男子が住民票の世帯 三三頁〕に見られる論法である。この判決は、「世帯主・非 事件〔東京地裁平成六年六月一六日判決、 を根拠に男女間差別を認定する論法は、 が世帯主となることが多いことからすると、…」という事 男女間差別について、判旨に立ち戻ると、 このように、 世帯主被災要件が男女間差別にあたるとして 基準に該当する者の男女間比率の格差 三陽物産女性差別 判時一五〇二号 「一般に男性 世帯

本判決においては、①世帯主に該当する者の男女比率に男女同一の賃金の原則に違反し、無効であるとしている。

本判決においては、①世帯主に該当する者の男女比率にによって女性が不利益を被っている(判旨2②)、というによって女性が不利益を被っている(判旨2②)、というできよう。

② 差別の合理性の判断について

かについての合理性が審査された。判旨3では、復興基金がなぜ世帯主被災要件を採用した

らかにされた。
立支援金制度の支給対象がそもそも狭きに過ぎることが明立支援金制度の支給対象がそもそも狭きに過ぎることが明第一に、「支給要件該当の基準日等について」では、自

合理性に欠けるということが明らかにされた。では、世帯主概念が生活再建の困難さを図る基準としては第二に、「自立生活再建の中心的立場にある者について」

して世帯主概念を用いることには合理性がないことが明らがなされた。そこでは、実態把握のためのメルクマールと円滑な制度運営のための基準たりうるかという点での評価第三に、「世帯主の意義について」では、世帯主概念が、

69 (4 • 176) 832

来でで支給されたのである。 東態把握の方法がずさんであることが指摘された。すなわり、世帯主が本当に主たる生計維持者かどうかを実質的に対した場合に限定されていて、そのため、基準日以前に世帯主変更あるいは世帯分離しておけば、制度上はフリー帯主変更あるいは世帯分離しておけば、制度上はフリー帯主変更あるいは世帯分離しておけば、制度上はフリーボージのは基準日の平成一〇年七月一日以降に世帯主変制ができる。 (8)

### (3) 論証の慎重さ

らうために、復興基金に対して一歩遠慮しつつ、丁寧に復 災女性が結婚により世帯主でなくなった場合で、他の要件 主条項の存在そのものが合理性を有するかについては、 興基金の主張を退けていったのではないか。ただし、世帯 阪高裁がなんとしても復興基金を説得し上告を断念しても とは公序良俗に反し、許されないというべきである。」と は満たしているような場合に世帯主被災要件を適用するこ に世帯主被災要件が常に公序良俗に反した無効なものであ れる。引用した「判旨」部分には転載しなかったが、「仮 差別的取扱いの合理性について念入りな審査をしたと思わ いう文言がある。今回の萩原さんのケースにおいては、 るとまでいい難いとしても、少なくとも、本件のように被 大阪高裁の判決は、 判旨2・3からして、差別の存在 支 大

援法も含め、今後の検討が必要であろう。

### 本判決の位置づけ

2

# (1) 私人間効力論との関係

参照されたい。 私人間効力に関する「典型事例」ではなく、「特殊事例」 興基金はその設立事情・運用形態からして、私人間効力論 考えてみる。まず、私人間効力の一事例として取り上げら おいて画期的な事例であった。これについては、 との間に権力関係が生じうるということを想起させた点に 益サービスの分配という場面においても、分配者と受益者 として位置づけた方が無難である。しかし、私人による公 の典型例としての「社会的権力」とはいい難い。 いうか、私的な要素が全く見られない)。したがって、 を見てみると、純然な私人でないことは明らかである(と れる事例である。 本判決が憲法学上どのような位置づけがなされるのかを しかしながら、復興基金設立・運用形態 本判決、 評釈3を

### (2) 社会権との関係

七月一五日判決、行裁例集一九巻七号一一九六頁〕や堀木でることがあり、牧野訴訟第一審判決〔東京地裁昭和四三年に社会福祉政策との関連で、男女平等原則の適用が問われる

69 (4 • 177) 833

とが期待される。

とが期待される。

を対してインパクトを及ぼすこであり、社会権関連の裁判に対してインパクトを及ぼすこではあったが、実質的には兵庫家・神戸市による給付行政ではあったが、実質的には兵庫家・神戸市による給付行政がる。本件訴訟は法形式的には私法上の贈与契約をめぐる裁例集二三巻八=九号七一一頁〕では違憲判断がなされて訴訟第一審判決〔神戸地裁昭和四七年九月二○日判決、行訴訟第一審判決〔神戸地裁昭和四七年九月二○日判決、行

### 3 本判決の射程

(1)

着眼点

判決は特殊性を帯びている。

本判決のポイントは、①復興基金が高度の公益目的を有るといってよい。

報)→被災世帯による支給申請→復興基金による承諾→贈体的にいえば、贈与の申込みの勧誘(復興基金による広の支援金受給者に対する贈与という性質を帯びている。具自立支援金制度に基づく自立支援金の支給は、復興基金

興基金に対して財産を贈与する際には公平な取扱い 約が成立していないのにも関わらず、 誰にしようとも自由である。 与契約の成立という流れである。 の自由の侵害にあたると考えられ、この点においても、 の主張はその点を指摘するものであった。通常では、契約 約の成立が擬制 している。かつ、復興基金と支援金申請者との間に贈与契 人間の贈与契約では考えられない。判旨1で行った控訴人 (いわば強制)されるというのも、 にもかかわらず、裁判所 贈与というのは、 判決によって贈与契 一般私 くを要請 本来は は復 当

公益法人の設立形態については、①民間が独自の創意工

69 (4 • 178) 834

摘がある。 る「行政補完型公益法人」とに分類できる。 基金は後者に該当する(行政の補完というよりも行政その その設立・運用形態からして、純粋な民間法人ではなく、 導のもとに、 規定の立法者が想定していなかった法人形態であるとの指 ものであった)。このような法人形態は、民法の公益法人 法形式上、私法上の法人であるにすぎない。ゆえに、復興 夫のもとに設立する「民間主導型公益法人」と、②行政主 または行政の業務を補完するために設立され 復興基金は、

ら取り上げる。 ターンを列挙してみる。まず、射程距離の狭いパターンか では、本判決の射程はどこまでなのか。 考えられるパ

型法人等」が考えられる。 法人も含まれるというのであれば、具体的には「行政委託 体とのつながりが強い法人、すなわち、行政補完型の公益 できるような公益法人に限られる。 番狭くとらえるのであれば、国・地方公共団体と同視 次に、国・地方公共団

用される可能性もある。ここまでくると、公益法人ではな 型の公益法人に限られないというのであれば、 人・学校法人・宗教法人等の公益法人も本判決の法理が適 さらに、本判決で言及されている公益法人が、 社会福祉法 行政補完

> 本判決の射程に入りうる。 利活動法人)といった非営利的中間組織の活動に関しても、 が、 特殊法人・認可法人あるいはNPO法人 (特定非営

ひり

態だけでは、公益法人が高度の公益性を有しているかどう 益法人の活動形態がどれだけ公益性を有しているかが決め かの判断は難しい。設立形態がどうであるかとともに、公 益性が低い。これらの法人は射程外にある。 あるいは業界団体的な法人もあり、これらの公益法人は公 ているというわけではなく、公益法人の中には親睦団体的 このように考えられる射程範囲をあげてみたが、 逆に、公益法人であるから当然に公益性のある活動をし 設立形

### (3)法人の活動形態につい

てとなる。

で られたものであること、②公益サービスの分配基準が明確 すなわち、①公益サービスの分配対象が不特定多数に向け 用されるには、以下のような要件を必要とするであろう。 よう。公益サービスの分配といっても、本判決の法理が適 持った活動形態としては、公益サービスの分配が想定され (分配がなされる人数に制限がない)ものであること、で 本判決の射程内にあると考えられる、 かつその基準に該当していれば当然給付がなされ 高度な公益: 性

ある。

限定 ことが要請される。 入り込む場合(例えば、 《が設けられ、分配対象の選択に関し専門技術的な要素が これとは別に、 (例えば、先天的な要素に基づく限定)がなされない 選考の対象 公益サービスの分配につきあらかじめ定 (選考の入り口) については、 福祉施設の入所、奨学金の支給) 不合理に

果を期待したい。(エウ)サービスの分配に埋もれている疑わしき差別を燻り出す効 けとなればと考える。 う立場からすれば、 スの分配が公平になされているか否かを総点検するきっか 本判決の有する意義をできうる限り生かしていこうとい 本判決が、公益法人による公益サービ 社会に存在する相当数にのぼる公益

# 本判決の効力とその後の経過

動

擬制」 とはできない。 萩原さんのケースを解決するにあたっては、「贈与契約の の受給者に対する贈与という性質を有するものであった。 自立支援金制度に基づく自立支援金の支給は、 全部 という解釈テクニックを用いた。すなわち、 無効にしてしまうと、萩原さんを救済するこ そのため、 裁判所は贈与契約という法律行 復興基金 贈与契

> 正という、萩原さん側の最終目標に達し得なかった。 上で、 為の なった。裁判レベルでは、自立支援金制度の要綱自体の是 は復興基金と萩原さんとの法律関係にのみ生じることと 済がなされた。ただし、民事訴訟であったため判決の効力 ニックを用いたために、萩原さん個人については実効的救 本判決においては、「贈与契約の擬制」という解釈テク 契約が成立したものと擬制する必要性があった。 部 無効を宣言し、それ以外の部分は有効とした

ことは否定できない。というのも、 災者支援政策にインパクトをもたらす判決であったという 徹底抗戦の構えを見せたものの、 制度の要綱自体に及ぶことはなかったが、少なくとも、 かすことができたからである。 本件は民事訴訟であったため、 判決の効力が自立支援金 被災自治体の議会議員を 復興基金が高裁判決後

震災日 が、 計維持者)であった被災者を構成員に含む世帯も支給対象 控訴判決に対する不服の姿勢を理事会において示してい 大阪高裁の判決を受けて、これまでの対象世帯に加えて、 の申し入れもあり、上告を断念するに至った。 すなわち、 兵庫県議会議員ならびに神戸市議会議員から上告断念 (平成七年一月一七日) において世帯主 控訴棄却の判決を受けた復興基金側は、 復興基金は (主たる生 当初

69 (4 • 180) 836

(付記) ご協力を頂いた。記してお礼申し上げたい。 であり、 なお、 判決文の入手に際しては、中島絢子さんの 本判決は原稿提出時、 判例集未掲載の判決 に加えることになった

(平成一四年一〇月一日より実施)。

すべて満たす世帯に支給されることとなっていた。 自立支援金は、本件要綱三条によれば、以下の要件を

隆

- 者を援護する世帯主のいずれかが被災していること。 日に要援護世帯である世帯の要援護者若しくは要援護 世帯主が被災していること、又は平成一〇年七月一
- (2)(焼)の判定を受け当該住家を解体した世帯であるこ 住家が全壊 (焼) の判定を受けた世帯、 又は半壊
- (3)ことが条件とされている。 (省略―世帯全員の総所得金額が一定額以下である

下参照。

台論集法学政治学編四八巻一号 (二〇〇一年) 一二〇頁以

- 主が被災しているという意味である。 定の基準日である平成一〇年七月一日時点において、 ⑴における「世帯主が被災している」とは、 世帯構成認 世帯
- 2 であり、 価をしながらも、 (違憲)とすべきであるとしている。阿部泰隆「基本科目 阿部泰隆教授は、 私法上の公序良俗違反ではなく、平等原則違反 本来的には、行政訴訟で解決すべき案件 本判決の理論構成に対して一定の評

討の必要性がある。 七号(二〇〇一年)一六頁以下。こうなると、神戸地裁に おいてなされた行政訴訟ならびに国賠訴訟についても、検 としての行政法・行政救済法の意義 (四)」自治研究七七巻

また、要綱による支援金支給の不合理性が争点となった

支援の憲法政策―憲法政策論のための予備的作業―」六甲 律文化社、二〇〇一年)一九六頁以下、山崎栄一「被災者 五章自然災害被災者に対する公的支援法システムの課題 権を与えることとすべきであった。」としている。阿部泰 いほうがよい。条例化して、要件を充たす者には支給請求 今回の判決について、「このような争いは本来なるべくな 市民立法運動の経験から」『講座社会保障法第六巻』(法 その他、 『政策法学講座(仮題)』(良書普及会、近刊)参照。 神戸地裁判決の評価については、伊賀興一「第

(3) 野中編『憲法I(第三版)』(有斐閣、二〇〇一年)二 では採用されにくいがそれ以外の説では妥当しうる。 いる。世帯主は、 いてある程度継続的に占めている地位」と見解は分かれて で一定の社会的評価を伴うもの」、C説は「広く社会にお 会的な地位」、B説が「社会において後天的に占める地位 が「出生によって決定され、自己の意思で変えられない 七五頁以下。本書によると、社会的身分については、 先天的な要素ではないので、A説のもと

69 (4 • 181) 837

- (一九九四年)一二八頁以下参照。(4) 本橋美智子「「世帯主」の法的考察」女性労働一九巻
- 八九年)二九頁以下参照。 籍、住民基本台帳との関わりで―」婦人労働一四巻(一九(5) 秋田一恵「法律上における世帯主の問題を考える―戸
- 刊労働者の権利二一二号(一九九五年)一六頁以下。を基準とする賃金差別制度を是正させて高裁で和解―」季(6) 橋本佳子「三陽物産女性差別事件―「世帯主・転勤」
- 7 ③はイギリスの性差別禁止法の基準に照らし合わせて記述 四八九=九〇号(二〇〇〇年)五九頁。本文にある①から 足しうる女性の割合が、それを充足しうる男性の割合より 間接差別にあたると規定している。すなわち、①それを充 のように定められている。 したものである。 で間接差別とされる「要件または条件」」労働法律旬報 藤忍「特集 イギリスにおける間接性差別 いが故に、その女性に対し、不利益となる場合である。 く正当であることを立証しえず、③女性がそれを充足しな も著しく小さく、②その適用されるべき者の性別に関係な に同じように適用され、次のような場合に該当するとき、 イギリスの一九七五年性差別禁止法では、間接差別とは次 「間接差別」は、まず雇用の場面において問題とされ、 ある「要件または条件」が男女 性差別禁止 内

「判例研究座談会/男女差別賃金事件の軌跡と展望―三陽(その他、間接差別に関する諸外国の法理については、

労働判例六六〇号(一九九五年)一九頁以下参照。物産事件(東京地裁平成六年六月一六日判決)を中心に」

- 三六頁。
  「公益法人は、公益(社会全般の利益)、すなわち、不特定多数の者の利益を目的とするものである。」我妻栄『新定多数の者の利益を目的とするものである。」我妻栄『新定を変した。

論と実務』(公益法人協会、一九六七年)四二頁。意味する。」公益法人実務研究会編『新版 公益法人の理いかえれば、受益対象が固定化されていないということを全体に対して、その利益が公開されているということ、い「公益とは、社会全体の利益そのものではないが、社会

ビスは、受益者の側からすれば、一回限りの分配もあれば、スの生産・分配を目的とする団体である。」「この公益サー「公益法人は、全体社会の構成員に対して、公益サービ

69 (4 • 182) 838

一九七二年)一二ならびに二五頁。れるものである。」林寿二『公益法人の研究』(湘南堂書店、しては継続的・計画的に、また多量・多数に、生産・分配さ継続的のものもあるであろうが、一般に公益法人の事業と

四五頁。 
四五頁。 
四五頁。 
四五頁。 
社会における不特定、かつ、多数の人人の利とであろう。社会における不特定、かつ、多数の人人の利とであろう。社会における不特定、かつ、多数の人人の利とである。

- 三・前掲注(9)六八頁以下。人」と「役所の別働隊的法人」とに分類している。林修人」と「役所の別働隊的法人」とに分類している。林修塾大学〕(一九八七年) 二七三頁、同様のニュアンスとし塾大学)(一九八七年) 二七三頁、同様のニュアンスとし(1) 雨宮孝子「公益法人の現状と課題」法学研究〔慶應義
- 林修三・前掲注(9)二三九頁以下。
- 人白書』七一頁。

  《務省編『平成一三年度 公益法等」には、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人の総称である(なお、ここでいう「行政委託型法人官庁から制度的に事務・事業の委託・推薦等を受けている公に)「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各
- る現状と課題」都道府県展望五○三巻(二○○○年)四頁(13) NPO法人については、 雨宮孝子「NPO法をめぐ

集一五巻一号(二〇〇〇年)四一頁以下参照。以下、多賀谷一照「非営利組織の公法理論」千葉大学法学論

- 九巻一号(一九九七年)四五頁以下。(4) 森泉章「公益法人制度の現状と課題」青山法学論集三
- 待されたであろう。 特されたであろう。 特されたであろう。 特されたであろう。 特されたであろう。 特されたであると、本件 訴訟でかつ平等原則違反により違憲と判断されていれば、 訴訟でかつ平等原則違反により違憲と判断されていれば、 が、仮に、本件訴訟が行政 は、 今回の判例評釈においては、判例の影響のあり方を私
- (16) ここで振り返ってみなければならないことは、なぜ、実質的に自立支援金の要綱の是正が余儀なくされるからでよ憲無効ということになれば、取消判決の趣旨にしたがっ違憲無効ということになれば、取消判決の趣旨にしたがっ違憲無効ということになれば、取消判決の趣旨にしたがっ違憲無効ということになれば、取消判決の趣旨にしたがっな原さん側が行政訴訟を提起したのかである。萩原さん側ある。

険性を大いにはらんでいたからである。 ての実質判断がなされないまま訴訟が却下されてしまう危告適格なしとの判断が下され、差別の有無・合理性についで行けば、神戸地裁における行政訴訟のように神戸市に被のかも知れない。というのも、行政訴訟のままで最高裁まただし、結果的に見れば、民事訴訟で決着してよかった

69 (4 • 183) 839